

令和6年産米に係る「生産の目安」の設定について

(1) 考え方

「令和6年能登半島地震」は、県下全域に大きな被害をもたらしている。特に、能登の基幹産業は農林水産業であり、能登の復興には生業の再建、とりわけ農業の再建が不可欠である。この難局を乗り越えるためには、県全体で対応する必要があり、能登の農業の再建を後押しするとともに、県産米の生産量を確保するため、主食用米の「生産の目安」を設定することとし、県、市町、JA等関係団体はもとより、農業法人等の協力のもと、可能な限り県産米の生産に取り組む。

(2) 「生産の目安」の設定方法

- ・奥能登2市2町の生産基準数量相当を羽咋市・中能登町以南の13市町に追加配分する。
- ・七尾市、志賀町については、地域内での生産基準数量内での調整を積極的に行い、生産量を確保する。奥能登2市2町については、農家の再建を後押しする観点から別枠とする。

(参考) 令和6年産米の生産基準数量

当初配分	加賀市 10,438t 1,941ha	羽咋市・中能登町以南12市町 70,275t 13,093ha	志賀町、七尾市 16,165t 3,239ha	奥能登2市2町 12,636t 2,669ha	109,514t 20,942ha
	生産の目安 (既配分の生産基準数量の約16%を追加)		生産基準数量内で調整		別枠
変更後配分	加賀市 12,072t 2,244ha	羽咋市・中能登町以南12市町 81,277t 15,135ha	志賀町、七尾市 16,165t 3,239ha	奥能登2市2町	109,514t + a 20,618ha + b

【留意事項】

- ・県全体の生産基準数量は変えない。
- ・麦、大豆、加工用米など主食用米以外の作物については、継続的な取引に繋げるため、需要に基づいた生産に十分に配慮する。
- ・「生産の目安」の設定は震災に対応した緊急的な措置であり、令和7年産の生産基準数量の配分には影響させない。

令和6年産米の生産基準数量及び作付基準面積の配分

生産組合	来年産水田 基準面積 ㎡	変更前生産 基準面積 ㎡	変更後生産 基準面積 ㎡	生産基準増加面積 ㎡	作付率 %
岡	44,803	28,187	32,602	4,415	72
三ッ	111,179	69,939	80,890	10,951	72
敷地	247,819	155,897	180,308	24,411	72
上福田	88,063	55,386	64,060	8,674	72
下福田	873,914	549,750	635,828	86,078	72
畑	126,117	79,330	91,750	12,420	72
荻生	145,046	91,233	105,518	14,285	72
上木	218,642	137,491	159,018	21,527	72
菅生	68,215	42,912	49,631	6,719	72
平床	104,445	65,658	76,089	10,431	72
山代温泉	38,904	24,459	28,288	3,829	72
山代	57,336	36,093	41,744	5,651	72
山代新	344,159	216,485	250,383	33,898	72
桂谷	110,722	69,616	80,518	10,902	72
尾俣	157,512	99,047	114,557	15,510	72
庄	982,354	617,522	715,492	97,970	72
西島	556,380	349,745	405,232	55,487	72
桑原	128,982	81,138	93,843	12,705	72
七日市	284,744	178,989	207,387	28,398	72
加茂	1,429,069	898,332	1,040,851	142,519	72
勅使	87,803	55,235	63,883	8,648	72
宇谷	143,340	90,225	104,353	14,128	72
栄谷	198,166	124,746	144,279	19,533	72
松山	84,542	53,178	61,505	8,327	72
河原	152,971	96,224	111,290	15,066	72
清水	100,189	63,025	72,894	9,869	72
二子塚	281,239	176,906	204,605	27,699	72
上野	450,559	283,436	327,815	44,379	72
森	283,474	178,450	206,392	27,942	72
二ツ屋	193,010	121,500	140,525	19,025	72
小坂	185,526	116,698	134,972	18,274	72
横北	324,872	204,354	236,350	31,996	72
水田丸	619,519	389,717	450,739	61,022	72
柏野	168,493	105,960	122,552	16,592	72
須谷	43,356	27,249	31,578	4,329	72

令和6年産米の生産基準数量及び作付基準面積の配分

生産組合	来年産水田 基準面積 ㎡	変更前生産 基準面積 ㎡	変更後生産 基準面積 ㎡	生産基準増加面積 ㎡	作付率 %
塔尾	352,507	221,666	256,373	34,707	72
片山津	779,721	490,141	567,903	77,762	72
潮津	114,791	72,266	83,581	11,315	72
野田	327,046	205,724	237,936	32,212	72
宮地	1,073,954	675,572	781,352	105,780	72
小塩辻	438,234	275,888	319,085	43,197	72
千崎	206,261	129,707	150,017	20,310	72
大畠	74,262	46,702	54,013	7,311	72
富塚	623,406	392,155	453,558	61,403	72
弓波	500,888	314,865	364,820	49,955	72
作見	354,628	222,924	258,292	35,368	72
小菅波	195,244	122,731	142,202	19,471	72
大菅波	319,768	201,003	232,894	31,891	72
西山田	111,944	70,359	81,538	11,179	72
東山田	157,829	99,197	114,958	15,761	72
尾中	63,191	39,729	46,039	6,310	72
篠原	957,612	602,395	696,717	94,322	72
篠原新	75,212	47,296	54,700	7,404	72
塩浜	155,785	97,958	113,297	15,339	72
伊切	506,422	318,806	368,722	49,916	72
新保	865,567	544,492	629,748	85,256	72
一白	14,444	9,081	10,503	1,422	72
柴山	1,588,950	999,166	1,155,612	156,446	72
動橋	209,489	131,694	152,586	20,892	72
中島	810,538	509,504	590,336	80,832	72
合河	527,262	331,447	384,032	52,585	72
梶井	218,488	137,350	159,141	21,791	72
八日市	82,374	51,824	59,939	8,115	72
分校	697,071	438,177	507,693	69,516	72
箱宮	332,830	209,220	242,412	33,192	72
打越	640,101	402,363	466,198	63,835	72
高塚	278,623	175,143	202,930	27,787	72
片野	243,026	152,943	176,891	23,948	72
黒崎	173,111	108,947	126,005	17,058	72
深田	196,243	123,492	142,827	19,335	72

令和6年産米の生産基準数量及び作付基準面積の配分

生産組合	来年産水田 基準面積 ㎡	変更前生産 基準面積 ㎡	変更後生産 基準面積 ㎡	生産基準増加面積 ㎡	作付率 %
宮	45,830	28,844	33,360	4,516	72
小塩	5,501	3,463	4,006	543	72
田尻	329,019	207,054	239,472	32,418	72
高尾	259,126	162,941	188,455	25,514	72
熊坂	249,069	156,678	181,211	24,533	72
三木	699,738	440,173	509,093	68,920	72
奥谷	234,122	147,216	170,267	23,051	72
橘	13,897	8,734	10,100	1,366	72
永井	59,106	37,174	42,996	5,822	72
吉崎	67,305	42,342	48,971	6,629	72
塩屋	48,168	30,297	35,042	4,745	72
瀬越	86,794	54,597	63,145	8,548	72
日谷	326,537	205,326	237,476	32,150	72
直下	317,532	199,662	230,924	31,262	72
曾宇	99,820	62,764	72,592	9,828	72
百々	20,326	12,779	14,781	2,002	72
細坪	87,046	54,777	63,352	8,575	72
南郷	350,292	220,512	255,039	34,527	72
黒瀬	532,432	334,937	387,383	52,446	72
上河崎	773,906	486,481	563,661	77,180	72
下河崎	159,750	100,416	116,349	15,933	72
中代	677,546	425,908	493,480	67,572	72
保賀	475,938	299,397	346,275	46,878	72
河南	170,168	107,009	123,766	16,757	72
荒木	4,512	2,831	3,275	444	72
長谷田	36,659	23,058	26,670	3,612	72
上原	17,307	10,881	12,585	1,704	72
塚谷	4,065	2,548	2,947	399	72
菅谷	107,388	67,473	78,212	10,739	72
栢野	6,337	3,971	4,603	632	72
我谷	2,862	1,800	2,086	286	72
九谷	16,980	10,670	12,343	1,673	72
真砂	11,523	7,261	8,397	1,136	72
四十九院	157,686	99,178	114,706	15,528	72
中津原	111,325	70,020	80,983	10,963	72

令和6年産米の生産基準数量及び作付基準面積の配分

生産組合	来年産水田 基準面積 ㎡	変更前生産 基準面積 ㎡	変更後生産 基準面積 ㎡	生産基準増加面積 ㎡	作付率 %
滝	144,150	90,663	104,858	14,195	72
菅生谷	15,218	9,559	11,079	1,520	72
荒谷	50,332	31,676	36,634	4,958	72
今立	31,006	19,521	22,577	3,056	72
杉の水	7,626	4,791	5,540	749	72
大土	1,144	704	814	110	72
加賀市全体	30,517,374	19,192,125	22,212,076	3,019,951	72

【参考】

令和6年 生産組合別基準単収一覧表

大聖寺 (kg/10a)	東谷口 (kg/10a)	柴山 (kg/10a)	三谷 (kg/10a)
岡 548	二ツ屋 537	柴山 527	日谷 527
三ッ 548	小坂 548	動橋 (kg/10a)	直下 527
敷地 548	横北 548	動橋 559	曾宇 527
上福田 548	水田丸 548	中島 559	百々 548
下福田 548	柏野 527	合河 559	細坪 516
畑 548	須谷 506	梶井 559	南郷 (kg/10a)
荻生 548	塔尾 527	八日市 548	南郷 537
上木 527	片山津 (kg/10a)	分校 (kg/10a)	黒瀬 548
菅生 548	片山津 559	分校 559	上河崎 559
平床 506	潮津 537	箱宮 559	下河崎 559
山代 (kg/10a)	野田 (kg/10a)	打越 559	中代 559
山代温泉 527	野田 548	高塚 559	保賀 548
山代 537	宮地 548	橋立 (kg/10a)	河南 (kg/10a)
山代新 548	小塩辻 537	片野 516	河南 527
桂谷 527	千崎 527	黒崎 516	荒木 527
尾俣 527	大島 527	深田 516	河南 (kg/10a)
庄 (kg/10a)	作見 (kg/10a)	宮 516	長谷田 516
庄 559	富塚 548	小塩 494	上原 516
西島 559	弓波 559	田尻 516	塚谷 516
桑原 548	作見 559	高尾 527	山中 (kg/10a)
七日市 559	小菅波 559	熊坂 (kg/10a)	菅谷 452
加茂 (kg/10a)	大菅波 559	熊坂 548	栢野 452
加茂 559	西山田 506	三木 (kg/10a)	我谷 452
勅使 (kg/10a)	東山田 506	三木 548	九谷 355
勅使 548	尾中 506	奥谷 527	真砂 355
宇谷 537	篠原 (kg/10a)	橘 527	東谷 (kg/10a)
栄谷 537	篠原 548	永井 527	四十九院 494
松山 548	篠原新 527	吉崎 494	中津原 494
河原 548	塩浜 527	塩屋 494	滝 494
清水 548	伊切 537	瀬越 494	菅生谷 452
二子塚 548	新保 548		荒谷 430
上野 548	一白 516		今立 355
森 537			杉の水 355
			大土 355

※加賀市基準単収：538kg/10a

※加工用米等の作付面積を算定する際、集落別基準単収を用いる
 (例) 基準単収が545kg/10aの集落の場合
 1俵(60kg)あたりの換算面積(m²) = 60 × 1,000 ÷ 545 ≒ 110m²

米の生産基準数量の配分について

(1) 令和6年産米の生産基準数量について

加賀市全体	令和6年産 (変更後)	令和6年産 (変更前)	令和5年産	差
生産基準数量(t)	12,072.0	10,437.7	10,480.0	1,592
面積換算値(ha) ※	2,244.0	1,940.8	1,948.0	296

※加賀市の基準単収 538kg/10a をもとに算出

(2) 市→各集落への配分方法について

各集落の水田基準面積に応じて、水稻作付率が一律になるように配分しました。
(令和6年産の作付率は72%)。

集落の水田基準面積は、原則として前年度の基準面積から、「地域間調整届出書」により移動のあった圃場面積及び改廃面積を反映しました。

配分後、集落間及び農業者間で生産基準数量及び作付基準面積の調整ができます。

また、直播・有機栽培の圃場は、減収率を加算することができます。

減収率…直播(V溝) 12%

直播(鉄コーティング、カルパーコーティング) 15%

有機栽培 20%

減収率の考え方

例：農家Aさんの

耕作面積は 20,000 m²

水稻作付率は72%と仮定すると…

主食用水稻の配分面積は 20,000 m² × 72% = 14,400 m²

このうち、3,000 m²で直播栽培(減収率 15%)に取り組む場合

主食用水稻作付面積(m ²)		転作面積(m ²)
当初配分面積	20,000 × 0.72 = 14,400	20,000 - 14,400 = 5,600
うち、通常栽培	11,400	
うち、直播栽培	14,400 - 11,400 = 3,000	
当初配分に追加して取り組める面積	直播栽培による増加面積 3,000 × 15% = <u>450 m²</u>	減収率考慮後の転作面積 5,600 - 450 = <u>5,150</u>
通常栽培	11,400	
直播栽培	3,450	
計	14,850	

※ 当初配分面積よりも15%分(450 m²)多く、主食用米の通常栽培に取り組むことが可能です。

経営所得安定対策の概要について

1 水田活用の直接支払交付金(面積払)

水田を有効活用し、麦・大豆・加工用米などを生産する農業者に対して、その作付品目・作付面積に応じた交付金を交付します。

(1) 戦略作物助成

【交付対象者】

対象作物を生産する販売農家・集落営農

【交付単価】

対象作物(戦略作物)	R6交付単価(10a)
麦、大豆、飼料作物	35,000 円
加工用米	20,000 円
米粉用米	55,000 円～105,000 円
飼料用米	一般品種 55,000 円～95,000 円 多収品種 55,000 円～105,000 円

【注意事項】

- ① いずれの品目も、**実需者等(JA等)との出荷・販売契約等を締結**することが要件です。(播種前契約書等の提出が必要です。)
- ② 飼料用米、米粉用米は、収量(単収)により交付単価が変わります。
- ③ 飼料用米多収品種は区分管理のほ場が対象です。多収品種を出荷する方は実需者等との出荷・販売契約等を締結することが要件です。
細目書の備考欄に「**飼**(品種名)」を必ず記入してください。

【飼料用米多収品種一覧】

べこごのみ、いわいだわら、ふくひびき、べこあおば、夢あおば、亜細亜のかおり、オオナリ、もちだわら、モミロマン、ホシアオバ、みなちから、北陸193号、クサホナミ、ふくのこ、笑みたわわ、アキヒカリ、とよめき、やまだわら

(2) 産地交付金

麦・大豆等の戦略作物の生産性の向上、地域振興作物(ブロッコリー、かぼちゃ、ねぎ)を支援する。

【交付対象者】

品目ごとに定める要件を満たした販売農家、集落営農(次ページ参照)

【交付要件】

品目ごとに定める作業要件等を満たし、**出荷・販売を証する書類等を提出**すること(次ページ参照)

【参考:R5交付予定(2月14日時点)単価】

作物(作期)		交付単価(10a)
基 幹 作	麦	10,000 円
	大豆	10,000 円
	ブロッコリー・かぼちゃ・ねぎ	32,670 円
	そば	20,000 円
	地力増進作物	20,000 円
	新市場開拓米	20,000 円
	うち、複数年契約分	+10,000 円
二 毛 作	大豆	10,000 円
	かぼちゃ	
	ブロッコリー	
	飼料作物(牧草)	
	地力増進作物	R6年産 20,000 円予定

※二毛作の組合せ

- ・ブロッコリー(秋)は12月末までに出荷・販売をできるもの
- ・越冬ブロッコリーは収穫が不安定な為、産地交付金の対象から除外する

R6 年		
麦	⇒	ブロッコリー(秋)
麦	⇒	大豆
ブロッコリー(春)	⇒	大豆
ブロッコリー(春)	⇒	かぼちゃ(秋)
かぼちゃ(春)	⇒	ブロッコリー(秋)
飼料作物	⇒	飼料作物
水稻	⇒	ブロッコリー(秋)
緑肥	⇒	大豆
緑肥	⇒	ブロッコリー(秋)

産地交付金の交付要件について

【1. 大豆・麦の場合】

- (1) 対象者：加賀市水田農業ビジョンにおける担い手育成リストに掲載されている農業者
- (2) 必須要件：定められた要件を実施し、「出荷・販売」したことが分かる必要書類を提出する。

◆定められた要件について

- ・ 酸度矯正を実施すること
- ・ 栽培体系に基づく生産管理を実施し、出荷・販売すること
- ・ 1ha以上の団地化をしている圃場

◆必要書類について

- ・ JAへ出荷した場合
 - (1) 栽培履歴簿
 - (2) 播種前契約書
 - (3) 種子の購入伝票
 - (4) 団地化についての申請書
- ・ JA以外へ出荷した場合
 - (1) 作業日誌（様式は任意）
 - (2) 出荷・販売伝票の写し
 - (3) 種子、薬剤の購入伝票の写し
 - (4) 播種前契約書
 - (5) 団地化についての申請書

【2. かぼちゃの場合】

◆定められた要件について

- ・ 収穫・出荷・販売すること
- ・ 作付調査表を提出していること
- ・ 栽植株数 200 本/10a 以上であること（苗購入数 200 本/10a 以上又は、種子購入数 220 粒/10a 以上）

◆必要提出書類

- (1) 出荷・販売伝票の写し（JA共販以外で、業者、元気村等に出荷・販売した場合に必要。）
- (2) 作付調査表
- (3) 生産履歴簿
- (4) 種苗の購入伝票

【3. ブロッコリー・ねぎの場合】

◆定められた要件について

- ・ 収穫・出荷・販売すること
- ・ 対象作物ごとに作付調査表を提出していること

◆必要提出書類

- (1) 出荷・販売伝票の写し（JA共販以外で、業者、元気村等に出荷・販売した場合に必要。）
- (2) 作付調査表

2 畑作物の直接支払交付金(数量払)

実需者との播種前契約等に基づき、麦・大豆・そば等を生産し、出荷・販売を行う認定農業者等に対し、単収増や品質向上の努力が反映されるよう、直接交付する。

(1) 数量払

【交付対象者】 認定農業者、集落営農、認定新規就農者

【交付対象数量】 当年産の出荷・販売数量のうち、一定の規格内のもの

【R6交付単価】 (出荷・販売物の規格・品質により、単価が異なる)

対象作物	事業者	R6交付単価
六条大麦	課税事業者向け単価	3,590円 ～ 5,210円 / 50kg
	免税事業者向け単価	3,890円 ～ 5,510円 / 50kg
大豆	課税事業者向け単価	8,990円 ～ 10,360円 / 60kg
	免税事業者向け単価	9,400円 ～ 10,770円 / 60kg
そば	課税事業者向け単価	15,070円 ～ 17,180円 / 45kg
	免税事業者向け単価	15,900円 ～ 18,010円 / 45kg

※免税事業者向け単価を申請する方については収入・売上が1千万円以下であることを確認するために、税務署の受付印が押印された2年前(R4)の確定申告書等の提出が6月30日までに必要です。発行には1、2か月ほどかかるので2月、3月中に発行手続きをお願いします。

(2) 営農継続支払

【交付対象者】 数量払の交付申請者

【交付面積】 当年産の作付面積

【交付単価】 麦・大豆20,000円/10a

※注意

- ・営農継続支払の交付を受けた者の「数量払」交付対象数量が、市の基準単収の1/2未満であった場合は、減収となった理由書の提出が必要です。
- ・肥培管理不足による減収の場合は、交付金が返還になります。

【加賀市の基準単収】

令和5年～7年産の基準単収は次のとおり。

作物	基準単収(kg/10a)	基準単収の1/2超
麦	273	136.5
大豆	131	65.5

生育が思わしくない場合は、すぐに関係機関(市又はJA)にご相談ください。

3 米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)

農業者が一定額を負担することにより、収入減少による影響緩和を図り、安定的な農業経営への支援をする。

【交付対象者】

認定農業者、集落営農、認定新規就農者

【対象作物】

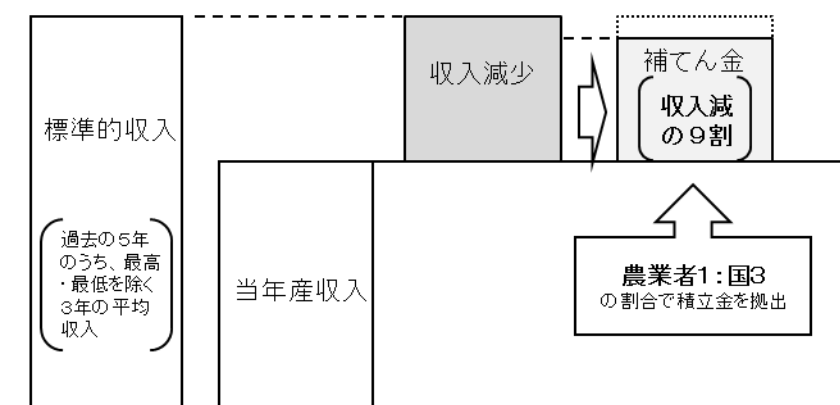
主食用米、麦、大豆(黒大豆除く)

【補てん額】

対象作物の令和5年産の販売収入額の合計が、標準的収入額(県単位)を下回った場合、その差額の9割が国費と農業者負担金で補てんされる。(下図1参照)

<図1>

[都道府県等地域単位で算定]



令和5年度経営所得安定対策の実施状況について(R6.2.14現在)

(1) 水稻(主食用米)の作付状況について

年度	①確定配分 面積(ha)	②作付 面積(ha)	達成率(%) ②÷①
R5	1,948.0	1,913.2	98.2
R4	1,944.7	1,902.8	96.0

(2) 生産調整(転作)の実施状況について

(2-1) 基幹作 作付面積(単位:ha)

作物名	R5	R4	増減
備蓄米	299.0	216.4	82.6
加工用米	29.0	21.7	7.3
飼料用米	48.9	197.2	▲ 148.3
米粉用米	52.8	32.4	20.4
新規需要米	10.1	4.0	6.1
小計 非主食用米	439.8	471.7	▲ 31.9
大豆	155.4	152.1	3.3
大麦	95.4	57.3	38.1
そば	19.0	21.4	▲ 2.4
ブロッコリー(春)	29.9	51.9	▲ 22.0
ブロッコリー(秋)	27.8	19.3	8.5
かぼちゃ(春)	35.4	44.1	▲ 8.7
かぼちゃ(秋)	1.0	2.8	▲ 1.8
ねぎ	5.5	6.4	▲ 0.9
飼料作物(牧草)	2.4	2.6	▲ 0.2
緑肥作物	0	0.2	▲ 0.2
野菜	90.8	95.5	▲ 4.7
果樹	14.9	15.7	▲ 0.8
自己保全管理	181.5	161.5	20.0
調整水田	13.4	16.5	▲ 3.1
農業用生産施設	6.8	6.3	0.5
改廃	1.9	1.6	0.3
その他(林地等)	15.6	22.0	▲ 6.4
合計	1,136.5	1,149.8	▲ 13.3

(2-2) 二毛作 作付面積(単位:ha)

作物名	R5	R4	増減
大豆	26.6	13.6	13
そば	0	2.6	▲ 2.6
ブロッコリー(春)	23.0	14.3	8.7
ブロッコリー(秋)	22.6	12.3	10.3
かぼちゃ	2.3	4.8	▲ 2.5
緑肥作物	10.4	0	10.4
飼料作物(牧草)	2.3	2.4	▲ 0.1
二毛作計	87.2	49.9	37.3

※端数処理のため、合計は各数値の計とならない。

(3) 助成金額について

項目	対象作物	交付単価	金額(円)	対象農家数	支払日	
戦略作物助成	大豆	35,000円/10a	54,124,000	76	12月22日	
	大麦	35,000円/10a	33,386,500	28		
	飼料作物	35,000円/10a	1,088,500	3		
	加工用米	20,000円/10a	5,428,000	380		
	米粉用米*1	73,825円/10a ~105,000円/10a	37,453,398	398		
	飼料用米*2	80,836円/10a ~100,614円/10a	40,996,598	394		
畑作物直接支払交付金 (ゲタ対策)	麦	(面積払)	20,000円/10a	19,090,000	27	8月16日
		(数量払)	等級により変動	3,303,590	16	12月6日
	大豆	(面積払)	20,000円/10a	34,844,000	53	9月29日
		(数量払)	等級により変動	3月15日に決定	未定	3月15日
	そば	(数量払)	等級により変動	3月15日に決定	未定	
コメ新市場開拓等促進事業	米粉用米	90,000円/10a	3月に決定	1	3月	
	新市場開拓米	40,000円/10a	3月に決定	1	3月	
産地交付金	そば・地力増進作物・ 新市場開拓用米 (基幹作のみ)	経営所得安定対策の概要についての (2)産地交付金に詳細あり			3月18日	
麦・大豆・ねぎ かぼちゃ・牧草・ ブロッコリー・ 飼料用米・ 米粉用米						

*1、*2 米粉用米、飼料用米の単価は各耕作者の単収により変動する。